平成２２年（フ）第１８６号
滋賀県湖南市宮の森２丁目８番８号
債務者　仲村　秀三
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
大津市国分１丁目９番19号　ソシエール大津503号
債務者　今村　義継
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９４号
大津市国分１丁目16番37号　もみの木ハウス302号室、前住所愛知県北名古屋市九之坪小松54番地　ひかり荘203号
債務者　桶田　文夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
大津市国分１丁目15―21　古都ハウス203号西村方、住民票上の住所大津市堅田１丁目16番66号
債務者　信楽　英己
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
大津市錦織１丁目５番３号　１棟301号
債務者　玉城あかね
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
滋賀県野洲市小篠原964番地１フジマンション６号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
兵庫県姫路市北原685番地１　ウィンストンハイツ402号
債務者　田中　俊明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５８号
兵庫県加古川市加古川町北在家2417番地、従前の住所兵庫県明石市大久保町大久保町46番地の18
債務者　初瀬　　修
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９６号
兵庫県高砂市曽根町2760番地の11
債務者　中野　　初
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９７号
兵庫県高砂市曽根町2760番地の11
債務者　中野　実子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３００号
兵庫県神崎郡福崎町八千種612番地
債務者　阿瀬　由美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０５号
兵庫県赤穂市加里屋103番地の４
債務者　本庄　良子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０７号
広島市中区光南２丁目３番５―308号
債務者　大澤　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１９号
広島市佐伯区坪井２丁目238番地302、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地402
債務者　西本　竜司
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６６号
広島市西区観音町８番17―503号
債務者　中丸　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４７号
広島市佐伯区三宅１丁目４番７－８号
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７７号
広島市佐伯区八幡東１丁目12番６号
債務者　福田　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部